

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準案に関する意見募集の結果について

平成30年10月
国土交通省観光庁

国土交通省観光庁では、平成30年8月15日（水）から平成30年9月13日（木）まで、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準案に関して意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、10件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省観光庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：平成30年8月15日（水）～平成30年9月13日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数：10件

3. お問い合わせ先

国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 意見募集担当

電話番号：03-5253-8972

以上

御意見の概要及び国土交通省観光庁の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する「旅客施設及び車両等」にホームページは含まれるのか。	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する「旅客施設及び車両等」にホームページは含まれません。ただし、告示においてウェブサイト等でも情報提供すべきことを定めています。
外国人観光旅客利便増進措置に関する基準をうけて、公共交通事業者等がサービスを実施する日の目安は定めているのか。	公共交通事業者等が利便増進措置を実施する時期については、できる限り速やかに実施することとしており、具体的な期限は定めておりません。
投資が必要な項目に関しては一律に義務化するのではなく、周辺施設における整備状況や事業者の経営状況に応じて、各事業者が実施可否、実施時期を判断できるようにしていただきたい。	外国人観光旅客利便増進措置の実施にあたっては、外国人観光旅客のニーズを踏まえたうえで、周辺施設における整備状況や事業者の経営状況に応じて、対象となる施設や車両を各事業者で選定いただくこととしています。利便増進措置を実施する時期については、できる限り速やかに実施することとしており、具体的な期限は定めておりません。
外国語等による情報の提供について、優先的に対応すべき言語を明確にしてください。	情報提供に係る言語については、日本語に加え、英語を基本としており、詳細は別途ガイドラインにおいてお示しすることとしています。
公衆無線 LAN の整備について、公衆無線 LAN サービスに求められる要件を明記していただきたい。	公衆無線 LAN サービスについては、外国人観光旅客が容易に利用できる方式にすることとしており、詳細は別途ガイドラインにおいてお示しすることとしています。
クレジットカードによる支払を可能とした券売機等の設置について、車内で運賃を支払う交通事業者は対応が困難となることを考慮していただきたい。	クレジットカード対応券売機については、旅客施設に設置することとしており、詳細は別途ガイドラインにおいてお示しすることとしています。
車両内における荷物置き場の設置について、対象となる交通事業者を明確にしてください。	荷物置き場の設置については、長距離の利用が見込まれる又は空港への直接のアクセスに利用される鉄道車両又は軌道車両を対象としており、詳細は別途ガイドラインにおいてお示しすることとしています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
インターネットによる予約環境の整備に関して、1日乗車券のように窓口や車内で利用当日に発売するものは予約販売になじまないと考える。インターネットで販売する商品は各事業者が選定できるようにしていただきたい。	インターネットで予約可能とする商品については、外国人観光旅客のニーズを踏まえたうえで、各事業者で選定いただくこととしています。

(その他6件)